3、事故費用の負擔方法

事故費用は一切營業主負擔とす。但し運轉者の居眠、飲食により起りたる事故は此の限りに非ず

「事故發生の場合に於ける被害者との交渉は營業者從業員協力して當る

「事故交渉の爲勤務に服せざる場合と雖も勤務なと看做し日當を支給

「運轉手の中修繕並部分品の取替は可なり速かに應ずること

4、公傷に對する處置

勞働者災害扶助法による

5、解雇手當は工場による

退職は五日前に届出ること、懲罰解雇は此の限りに非ず

財團法人 協調會福岡出張所